原発避難生活史(2)事故から本避難に至る道 -原発避難者新潟訴訟・原告237世帯の陳述書をもととした量的考察-

髙橋 若菜·小池 由佳*

VI. 避難生活中の苦悩・失ったもの

本稿第1編で論じたとおり(髙橋・小池,2018)、多くの避難者にとって、避難という行動は深い葛藤、喪失感、迷いの連続の中、熟慮を重ねた上での苦渋の決断であった。事故後の避難により、家族の有り様は一変した。ひとり親世帯(=母子避難)は急増し、三世代世帯は解体され、単身世帯が急激に増加した。激変する生活環境、社会との関係、家族関係の中で、当事者たちは、どのような葛藤や苦しみを抱えたのか。何を失ったのか。以下に、データを見ていきたい。

1. 葛藤・苦しみ (問 61)

図 41 によれば、避難生活を続けることについて、多様な葛藤、苦しみが、いずれも極めて高い割合で析出されている。

最も高いのは、「経済的負担」で、4世帯のうち3世帯が該当した。とりわけ区域外避難では78.7%と高い。付随して、区域外避難では、日常生活の費用の増大、貯金の取り崩しも65.2%でみられた。本避難前の葛藤で、半数以上の世帯が、金銭的負担増への不安を持っていると析出されていたが(第1編 図37)、それがまさに現実のものとなったことがわかる。

なお、区域内避難でも、半数の対象者が「経済 的負担」を挙げた。家族構成や就労状況等の条件 により、経済的苦境の度合いに世帯差が出ている と推測される。

とはいえ、不安や葛藤は、全体に区域外避難に おいて高く析出されている。二重生活となるが補 償や賠償がなく、著しい金銭的負担に絶えなけれ ばならなかったという事情が、様々な不安や苦痛、 葛藤を増幅させている。子育てにおける苦労、家 族分離に伴う孤立感、避難元での人間関係など、 区域外ならではの悩みも極めて深い。

そうした区域外避難特有の不安や葛藤は、命綱である民間借上げ住宅の不安定さや打切りにより、さらに増幅している。なお、陳述書が作成された時期は、民間借上げ仮設住宅打ち切り発表の前後にまたがっている。このため、回答時期により、民間借上げ住宅の打切り、民間借上げ住宅の一年毎更新による不安、引越できないことによる困難といった回答に分かれているが、全体としてみれば、7割以上の区域外避難者が、民間借上げ仮設住宅の打切りや不安定さに苦しんでいるという結果になる。

一方、区域内外の区別を問わず高かったのは、「ふるさとを失ったことへの悲しみ、葛藤」である。いずれも7割を超えていた。区域内避難者にとって、文字通り、根こそぎふるさとが奪われた¹。しかし区域外避難も、また別の意味で「ふるさと」が奪われたことを、データは示している。一見何も変わらない、大好きなふるさとから自らを引き離さなくてはならず、また疎外されていく苦しみである。「後悔、葛藤、自信の喪失」を抱えたと回答した区域外避難者が3割を超えたことは、その証方でもあろう。

他方、区域内避難に特有な項目として、避難指示解除をめぐる苦しみや葛藤もみられた。避難指示解除への不安は15.3%、賠償打切りへの不安は8.5%、逆に避難指示が解除されない苦しみは8.5%であった。

^{*}新潟県立大学教授

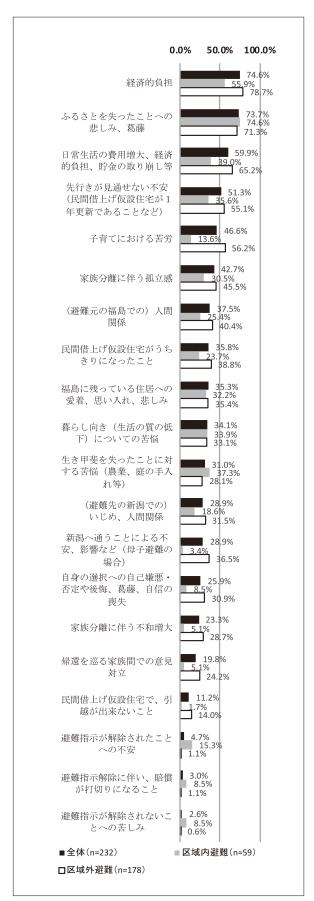


図 41 避難生活を続けることの葛藤・苦しみ

2. 男女別(問 45, 48)・母子避難中の父親(問 47)の喪失感・苦痛

喪失感や苦痛は、男女別ではどのように違って いるのだろうか。

図42によれば、避難男性にとって、最も喪失感が高かったのは、「退職、転職を強いられたことであった。全体でも、区域内外でもほぼ変わらず、5割を超えている。付随して、「やりがいがある仕事の喪失(変化)に伴う苦痛」も、とりわけ区域内避難で48.9%と高くなっている。「給与の減額」も3割前後の回答が有る。なりわいを失うことによる喪失感・苦痛の深さが見て取れる。

さらに、「移動に伴う苦痛・危険」も全体として5割を超えた。とりわけ区域外避難で高く析出されている。母子のもとへ通ったり、諸手続きのために往復したりする機会が多く、苦痛が増していることを示している。区域外では、「妻や子どもと離れ離れになることを強いられた」ことへの苦痛も5割を超えた。家族との不仲や、職場や地域コミュニティでの差別、いじめ、孤立に悩んだ者も区域外避難でより多く、約4分の1に及ぶ。

こうした喪失感や苦痛の結果、「ストレスによる心身の不調」が、全体、区域内外を通じて45%前後と、高く析出された。

なお、図 42 において、区域外男性の母数が 91 名と世帯数より大幅に少なくなっている。これは、母子避難中の人、あるいは母子避難から母子が帰還したケースは、「該当しない」との回答が選択されているため、母数及び分析対象から除いたことによる。

続いて、避難女性の喪失感・苦痛を、図 43 に見ていこう。女性の場合、区域内外を問わず、最も高く析出されるのは、「ストレスによる心身の不調」である。ただし、その理由は区域内外でやや違いがみられる。

区域外避難の場合に特徴的なのは「夫や子どもと離れ離れになることを強いられた」(62.4%)、「(子どもの)転校に伴う苦痛」(42.0%)、「夫や家族との仲が悪くなった(一時的なものも含む)」(38.2%)といった、家族の関係変化に関連する事柄である。さらに、職場や地域コミュニティでの差別、いじめや孤立も31.8%に及び、日常に身近な関係において、喪失感が大きい。

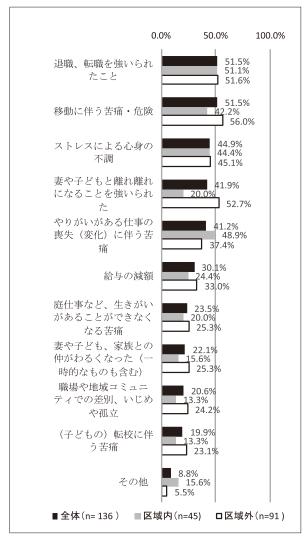


図 42 避難男性の喪失感・苦痛

他方、区域外避難は、「やりがいが有る仕事の 喪失に伴う苦痛」(61.5%)「退職、転職を強いら れたこと」(59.0%)といった、仕事に関連する 事柄による喪失感・苦痛が高い。

ところで、「移動に伴う苦痛・危険」も、全体で45.9%に及び、区域内外を問わず高い。女性による運転の頻度や距離も、確かに増えているが、母子避難の場合は、移動する夫を慮ってのこともあろう。

次に、母子避難中の父親を対象として、その苦悩や困難をもう少し深く探っていきたい。図44によれば、最も高く析出されたのは、55.6%の経済的な負担増であった。とりわけ区域外では64.1%にも及んだ。二重生活に伴う家計圧迫により、生活の質も落とさざるを得なかったであろう。

しかし困難や苦痛は、経済的な事柄に留まらない。とりわけ区域外避難者にとっては、「妻、子

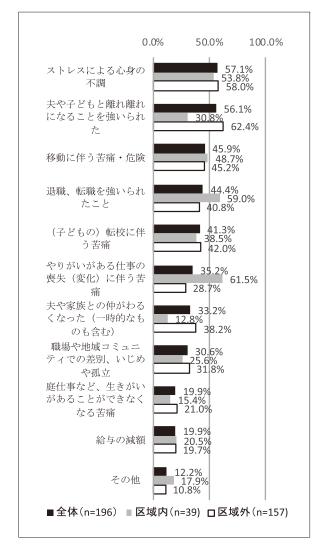


図 43 避難女性の喪失感・苦痛

どもと離れる苦痛」が 58.3% と高い一方で、「肉体的な負担増、疲れ」も 54.5% に及んだ。妻子には会いたいが、疲労は蓄積する。「雪道の恐怖や事故の危険」もある。実際、高速道路移動中に事故で命を落とした父親もいた²。

一方、区域外避難を中心に、妻子との不仲(23.1%)、「福島に在住する実家や親戚等からの批判、孤立」(14.1%)など、人間関係による苦悩もみられる。精神的にも物理的にも極めて負担が重かったことが窺える。

以上からすれば、区域内外では、喪失感や苦痛の内容はそれぞれに異なりながら、喪失感や苦痛の高さと言う点では通底していることが結論づけられる。

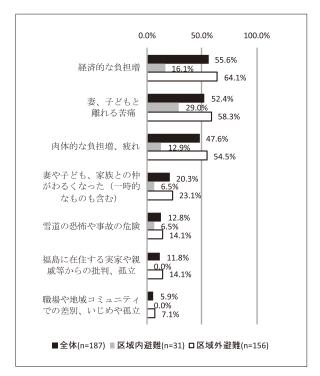


図 44 母子避難中の父親の困難・苦悩

3. 経済的困難 (問 53, 59)

避難生活における葛藤が最も高いのは、避難生活による経済的困難・出費増加であることは前述した。具体的に、どのような経済的負担が増していたのであろうか。

図45によれば、全体でみれば、「面会のための交通費」「二重生活に伴う食費や光熱費の増加」が半数を超えた。とりわけ区域外避難では6割を超えている。「夫が新潟へ通う交通費負担」(53.9%)「手続き等のために福島に戻る交通費負担」(29.8%)も区域外避難で高くみられた。避難者の多くは住民票を移していない。そのため、住民票の交付や医療費交付、予防接種など、各種手続きを、避難先でもできる、原発避難特例法が制定されている。しかし同法の対象地域は浜通りにほぼ限定された。このため、県北、県南・県中において、手続きのための交通費が高く析出された。この他、「制服・学用品の費用」「二重生活下での住宅ローン」も、区域外避難でより高い負担となっていた。

一方、区域内避難において高かったのは、「失職」(69.6%)、「収入自体の減少」(44.1%)、「転職等による給与減」(30.4%)など、なりわいを失ったことによる経済的困難である。

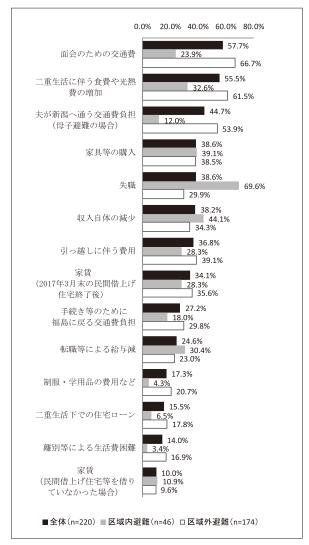


図 45 避難に伴う経済的負担増の内容

住まいについては、民間借上げ仮設住宅終了後の家賃が、全体で34.1%にのぼった。ただし、上述した通り、陳述書が作成された時期は、民間借上げ仮設住宅打ち切り発表の前後にまたがっている。今一度統計をとれば、相当に高く析出されることであろう。加えて、「二重生活下での住宅ローン」が全体では15.5%、区域外避難では17.8%にのぼった。なお、民間借上げ住宅を借りずに家賃を払っているケースも1割程度あった。民間借上げ住宅の家賃は低額に抑えられていたために、条件があわないケースもあるかもしれない。あるいは避難を決めた時は、すでに制度が終了しており、借りられなかった世帯もある。このほか、「家具等の購入」「引越に伴う費用」は、区域内外の差が少なく、いずれも3-4割程度の回答であった。

4. 事故後の退職の有無とその影響(問38)

図 46・47 は、労働世代を対象に、どのぐらいの対象者が退職を余儀なくされたかを示したものである。全体では、男性 42.1%、女性 57.6% が退職を余儀なくされたが、とりわけ区域内では男性 66.1%、女性 76.3% とさらに高く析出された。なりわいを失ったことが、区域内避難の多くの世帯の経済的負担増を招いているという前述と整合する。

一方、区域外避難では、女性でもともと職についていなかったとの回答が39.2%、退職したとの回答が52.9%であった。これに対し、男性は退職していないとの回答が57.8%と高く、退職したとの回答は36.1%であった。仕事のために父親が福島にとどまり、仕事をもたないか、やめて避難する母親が多く、母子避難が多いという実態と符合する。

それでは退職によりどのような影響がみられたのであろうか。図 48,49 は、退職したとの回答があったケースを対象に析出したものである。これらによれば、「失業期間の発生」「収入の減少」と言った回答が、いずれも 5-6 割に及ぶ。被害は金銭的なものにとどまらない。「キャリアの喪失」「人

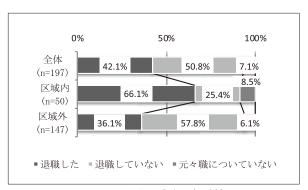


図 46 退職の有無(男性)

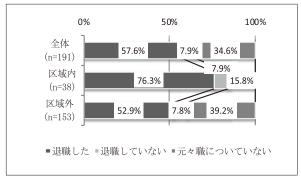


図 47 退職の有無(女性)

間関係の喪失」「仕事のやりがいの喪失」なども、 それぞれ 3-5 割にのぼる。それまで築き上げてき たものが、崩れ去っていることが確認される。

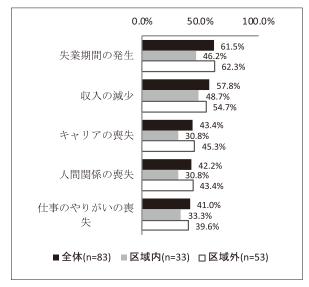


図 48 退職による影響(男性)

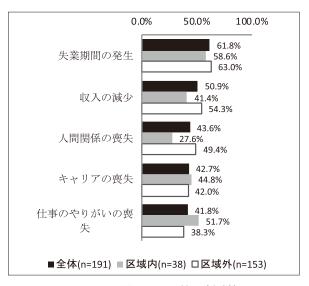


図 49 退職による影響(女性)

5. 夫婦関係の悪化(問41)

図 42,43 によれば、「夫や家族との仲が悪くなった (一時的なものも含む)」と回答した者が、避難男性は 22.1%、避難女性は 33.2% に及んでいた。その割合は、区域外避難になると、各 25.3%、38.2% と、さらに高まる。事故及び避難は、夫婦関係にどのような影響を及ぼしたのだろうか。

図 50 によれば、「口論の多発や関係の希薄化」は 28.0%、区域外では 32.7% におよんだ。自由記述からは、避難生活が長くなり、意見が食い違うようになった、生活費を送ってもらえない、相談

ができない、孤独を感じた、世帯分離により溝が 出来た、といった意見がみられた。避難指示がな いなかで、避難すべきか否か、金銭的負担にはど うこたえるのか、住まい、なりわいはどのように 確保するのか、子育てはどのように行うのか。課 題が山積するなかで、夫婦の意見や価値観が合致 せず、葛藤が高まっていく様子が窺える。

一方、離婚に至ったケースは、全体で 6.5%、 区域内では 11.1% にのぼった。事実上の婚姻破 綻に至ったケースもある。こちらは若干ではある が、区域内避難の方が割合が高く析出された。

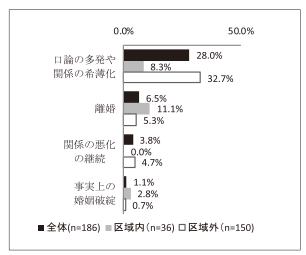


図50 夫婦関係の悪化

6. 避難元における人間関係(問42)

避難生活を続けることの葛藤、苦しみの一環に、避難元福島での人間関係があることを前述した。全体では37.5%、区域外では40.4%に及ぶ(図41)。

具体的には、どのような関係悪化がみられたの であろうか。

図51は、家族や親戚間で、「一時的に関係が悪化した」「顕著な関係の悪化の継続」「事実上断絶した」と回答した割合を示したものである。これによれば、祖父母世代と親世代の世代間での葛藤が高く、それぞれ実の親子は19.0%、義理の親子は18.6%にのぼる。続いて親世代と子世代の関係悪化も15.2%、その他の親族との葛藤が13.5%と続いている。自由記述では、避難をめぐっての意見の相違、避難をしたことで縁を切られた、避難生活中にストレスが溜まりぶつかったなど、事故や避難があったからこその人間関係の悪化で

あったことが読み取れる。

一方、家族外との人間関係はどのように変化したのであろうか。図 52 に、知人・友人等との関係について、「一時的に関係が悪化した」「顕著な関係の悪化の継続」「事実上断絶した」と回答した割合を示した。旧知の友人との悪化が 39.7%、区域外避難に至っては 43.3% と、極めて高く析出されている。子どもの友人、ママ友達、同僚、上司と続いている。このうち、子どもの友人や上司は、区域内外での差異はほぼみられなかったが、旧知の友人やママ友達は、区域外避難における関係悪化が著しい。他方、同僚については、区域内避難が突出した。

関係悪化の理由として、放射性被ばくリスクや 避難に対する考え方や価値観の相違、やっかみや 批判、裏切り者扱いされる、といった記述が多く みられた。また、賠償の差が原因という記述もあっ た。

なお、家族・親戚間の関係では、概ね半数が「一

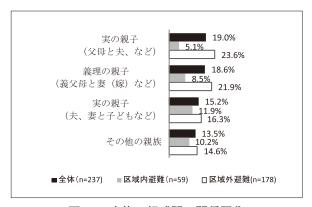


図 51 家族・親戚間の関係悪化

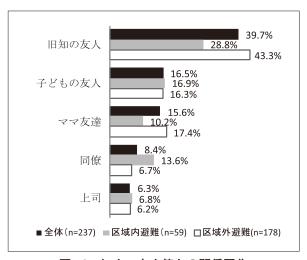


図 52 知人・友人等との関係悪化

時的な関係悪化」を選択したが、友人や知人との 関係では、8-9割が「顕著な関係の悪化の継続」 や「事実上の断絶」を選択した。家族外になるほ ど、人間関係の修復が不可能となるケースが多い といえる。

7. 避難先における人間関係(問44)

次に、避難先の地域社会における人間関係について見ていくとしよう。

図53によれば、避難先において、区域内避難 と区域外避難のいずれかを問わず、全体で42.6% の当事者が「孤立感を強めた、孤立した」と回答 している。母子で孤立したケースが多い区域外 避難は44.4%とさらに高いが、区域内でも37.3% にのぼる。この他、「避難者であるという理由で 誹謗中傷を受けた」も約2割を占めた。社会の不 理解が蔓延し、区域内外問わず、当事者たちを苦 しめている様子が窺える。さらには、「子どもが 声を立てないように気をつかった」も区域外避難 を中心に二割近くにのぼった。自由記述の中には、 「だから避難者は」と言われないように、きちん と振る舞わなくてはという思いがあったという意 見もある。多くは、手狭になった民間借上げ仮設 住宅に居住する中で、近隣に迷惑が及ばないよう に、息をひそめて住まなければならないと考えた 避難者たちが少なからずいることが窺える。

一方で、親切な人々に助けてもらうことがあったとの意見も、1割程度であるがみられた。被害を主として記すという陳述書の性格からして、この値は、実際より低く析出されている可能性が高

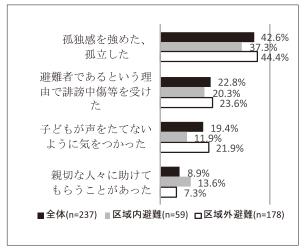


図 53 避難先における人間関係

いことを付記しておこう。一方で、あたたかく接して頂いているが、時には「賠償沢山貰っているんでしょう」「お金をもらっているんでしょう」「パパは離れているから自由だね」等と言われ傷つくと言う記述もみられた。不理解が蔓延している様子も窺える。

8. 健康状態の悪化(問49)

初期避難のきっかけの 7.6% (区域外避難は 10.7%) は、子どもの健康状況の異変であることは前述した (第 1 編 図 17)。また、本避難のきっかけの 19.8% (区域外避難は 24.7%) も子どもの健康状況の異変、12.7% (区域外避難は 15.7%) は、大人の健康状況にあることは前述した (同、図 25)。さらに、避難生活に伴い、ストレスによる心身の不調が、男性は 44.6%、女性は 57.1% にのぼっていることも確認した (図 42,43)。

ここでは、避難世帯の健康悪化について、問49のデータを用いて具体的に把握しておくとしよう。図54「放射能の影響が考えられる症状の発症」(回答者による認識)では、子どもが成人男性2.9%の約7倍、成人女性6.5%の約3倍の20.6%の回答があった。とりわけ区域外避難の子どもの回答が多く、区域内の約2倍以上の37.4%にのぼる。具体的な症状としては、甲状腺に関する記述が20件以上と多く、多発性のう胞が多数、甲状腺機能低下症、橋本病、甲状腺がんがそれぞれ複数名にみられた。心臓疾患、腫瘍(甲状腺その他)も数名みられた。また初期や本避難前に観察された、大量の、止まらない鼻血等も数件含まれていた。

図55「精神症状の発症」では、概して子どもより大人の方が、回答率が高かった。とりわけ成人女性では29.5%と、男性13.0%の約2.5倍となった。とりわけ区域外避難の成人女性は34.5%と高く、強いストレス下にあることが窺える。子どもは、全体では10.6%であるが、区域外避難の方が11.5%と区域内の約2倍であった。具体的な症状としては、うつ症状やうつ病が20名以上と多く、PTSD、ノイローゼ、神経性胃炎、胃潰瘍、パニック障害、適応障害他、強いストレスのもとで起こりやすい症状が記述されていた。

図 56「持病の悪化」は、子ども(2.3%)より

成人の方がやや高く(男性3.8%、女性3.0%)、また、 比較的高齢な単身男性が多い区域内避難におい て、11.6%とやや高めに析出された。具体的には、 高血圧、心臓疾患、がんの悪化等が含まれていた。

図 57「その他の健康悪化」では、全体で、成 人男性が 29.3%、成人女性が 37.5% と、子ども 19.6% より高く析出された。成人はいずれも区 域内避難が高い点で、他の症状とは逆の傾向を 示している。具体的には、区域内避難の男性は 48.8%、女性は 44.2%であった。

具体的な症状としては、アレルギー、喘息、じんましん、心臓疾患、肺炎、脳梗塞、高血圧、胆のう炎、リンパ腫、メニエール病、他、多種多様な疾患や症状が、記述されていた。風邪を引きやすくなるといった、経験的な感覚もあれば、通院を伴うケースも多い。入退院を繰り返すような深刻なケースもあり、体調を崩し、職場に行けなくなるケースもあった。日常生活もままならないような深刻なケースも少なからずみられた。

9. 小括

本節では、避難生活における苦悩、失ったもの

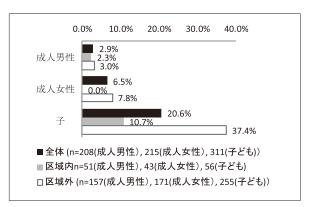


図 54 放射能の影響が考えられる症状の発症

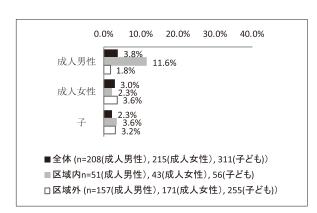


図 56 持病の悪化

について、データを見てきた。ここで明らかになったことを確認しておこう。

第一に、当事者の多くが、多岐に渡り、強い葛 藤や苦しみを多重的に抱えているという点であ る。なかでも最も割合が高かったのは、経済的 損失であった。この分析を、新潟県調査(新潟、 2018) とあわせて把握しておこう。同調査によれ ば、避難世帯の平均世帯収入は、避難前から後で 10.5万円減少しているという。一方支出状況は以 前と変わらないという。区域内避難では、多くが なりわいも生活基盤も根底から奪われた。着の身 着のままから始める暮らしである。しかも、大半 は単世帯や少人数世帯である。精神的損害賠償が 一人月10万円あったとしても従前の生活レベル の維持は難しいであろうことは、とりわけ高齢者 や単世帯を中心に、経済的な苦境は免れ得ないこ とは、容易に想像がつく。その点、区域外避難の 母子世帯では、父親が仕事を維持しているケース が多い。しかし、二重生活や、行き来による出費 は格段に増した。それでいながら、生活費が変わ らないと言うのは、どれほど生活の質を落として いるのであろうか。さらには、新潟県の調査では、

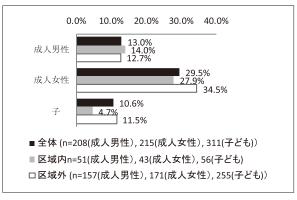


図 55 精神症状の発症

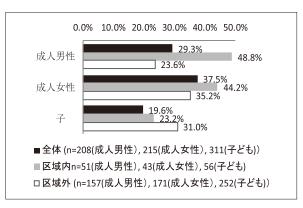


図 57 その他の健康状態の悪化

避難者世帯は、貯蓄が殆ど出来ていないことも明らかになった。生活を切り詰めても、収入から支出をひくとほぼ何も残らず、貯蓄を取り崩している状況は、どれほど将来心細いことか。経済的苦境の厳しさが窺える。

第二に、人間関係・社会的関係の損失と孤立化 の進行である。避難男性や区域内避難女性の多く の避難者が退職を経験しているが、失ったのは収 入ばかりではなかった。キャリアの喪失、やりが いの喪失、そして人間関係など、人生の中で積み 重ねてきたものを多く失った。人間関係の喪失は、 区域内外を問わず、仕事以外にも広範に及ぶ。避 難元では、夫婦間、家族間、親戚間、そして旧知 の知人や友人との間にいたるまで、関係の悪化や 断絶が蔓延している。その理由の大半は、放射能 や避難をめぐる考え方や価値観の相違である。一 方、避難先では、孤立感を強め、誹謗中傷を受け る。その遠因に社会に蔓延した不理解がひかえて いる。ここで、人間関係・社会的関係の損失は、 避難当事者に限ったことではないことも確認して おこう。

第三に、健康状況の悪化が広く進行中だという ことである。以上に述べたような経済的苦境、人 間関係・社会的関係の損失や孤立化は、強いスト レスである。先行きの見えない中で、強いストレ スが持続することは、精神症状や、免疫低下によ る健康悪化につながっていると勘案される。一 方、放射能の影響が考えられる(と回答者が認識 している) 症状は、確かに、一般に放射能に脆弱 とされる子ども、とりわけ区域外避難者に顕著に 多かった。子どもを被ばくさせてしまった後悔の 念が高いことを、今一度思い返しておこう。こう した健康状況の変化も、不安やストレスの強い要 因となり、さらに精神症状を引き起こしている可 能性がある。もとよりまた、持病の悪化より、新 規に健康状況の悪化が引き起こされた割合が圧倒 的に多かった。すなわち、事故や、放射性被ばく リスクの増大に伴う避難生活なかりせば、本節で 明らかにされた幅広い健康被害は、引き起こされ ることがなかったことを確認しておきたい。

VII. 子どもへの影響

前節までに、子どもを被ばくさせてしまったと

いう後悔の念が半数以上に見られること、将来の 健康影響を回避することを主目的とした避難行動 が多いことを確認した。事故後、生活環境や社会 関係が激変する中で、子どもの生活や心情にどの ような影響が及んだのであろうか。以下に、デー タを見ていくとしよう。

1. 転校・転園の有無とタイミング (問 39、問 7)

図 58 に、避難した子どもたちの転校や転園の 状況についてまとめた。237 世帯のべ311 名の子 ども(問7により、発災時の高校生以下の子ども の人数を確認)のうち転園や転校があったのは全 体のほぼ6割で、小学校が37.3%、幼稚園や保育 園が13.2%。中高生は1割であった。

この全体傾向は、区域内外でさほど変わらない。 ただし、区域内避難では中高生合わせて17.8% に及び、逆に区域外避難では8.3%と半分以下で あった。区域外避難では、学年が上になればなる ほど、避難が難しくなっていると推測される。一 方、区域内では、何れにしても避難する以外の選 択肢がない。そのことが、中高生の比較的高い転 校率に顕れている。

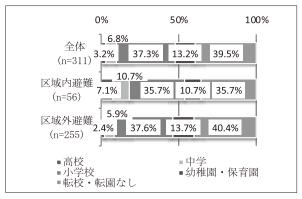


図 58 転校・転園の有無

2. 転校に伴う影響(問 40)

それでは、転校に伴って、子どもたちにはどのような影響がみられたのであろうか。図59によれば、区域内外を問わず、「友人を喪失した」「精神的に不安定になった」「転校先で友達に馴染めなかった」、といった数値が2-4割に及んだ。このうち、「友人を喪失した」、「転校先で友達に馴染めなかった」、といった友人関係の悩みは、区域内の方がやや高い。区域内の方が中高生の避難

が多かったことを踏まえるならば、学年があがる ほど、転校による疎外等の影響が大きいという傾 向を、捉えることが出来よう。

さらには、「学業へ影響が出た」「不登校になった」といったケースも一部にみられ、避難が学校 生活に深刻な影を落としていることが窺える。

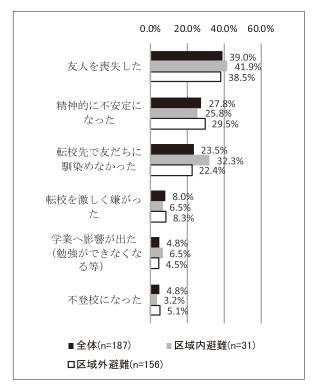


図 59 転校に伴う子どもへの影響

3. 健康影響 (問 49)

前節において、健康状態の悪化が広範にみられることを確認した。図 60 は、その中から子どもに関わる部分を抽出し、さらに事故時の居住地域別に、割合を算出したものである。

放射能の影響が考えられる症状の発症では、子どもは 20.6% と、大人の数倍高く析出されたが、その内訳は、元居住地域により差異がみられた。区域内避難では約1割であったのに対し、避難時期がやや遅かった区域外の浜通り、県中・県南では約2倍と析出された。さらに、避難時期が最も遅い県北では、約2.5倍の26.2%であった。最初に避難した時期(地域別)については、本稿第1編の図16を参照されたい。

精神症状についても、全体では10.6%である ところ、区域内は5.4%であり、やはり区域外避 難の方が高く析出された。一方、その他の健康状 態については、地域によりばらつきが有り、区域 内外での差は見いだされなかった。

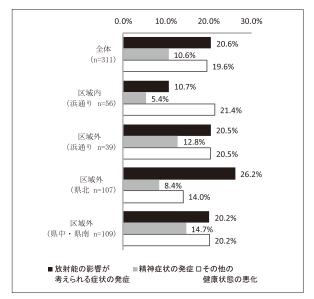


図60 子どもの健康状況の悪化

4. 社会的関係の喪失(問50)

避難は、学校生活、健康状況の悪化に加え、子 どもたちの社会的関係にも広範な影響を及ぼし た。図61によれば、「親戚や祖父母との交流の減

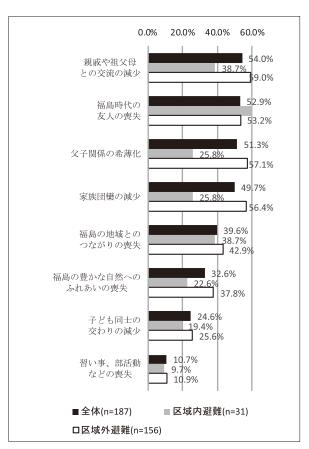


図 61 避難による子どもへの影響

少」、「福島時代の友人の喪失」、「父子関係の希薄化」、「家族団欒の減少」は、ほぼ5割の家庭でみられた。区域外避難の方が概ね高い割合であったからことからして、母子避難による孤立化が、子どもの社会的関係にも影響を及ぼしていることが確認できる。

この他、福島の地域とのつながり、豊かな自然へのふれあい、子ども同士の交わりの減少もみられ、子どもが、生まれ育った環境から多重に引き離されている様子が窺えた。さらには、習い事、部活動などを喪失したとする回答も1割程度みられた。概して、子どもたちは、多様な社会的関係を喪失したことが明らかである。

5. 子どもに生じた具体的事象(問 51)

以上にみたような子どもの環境変化の帰結として、「避難後、子どもの体調や様子に変化があった」と回答した子育て世帯は、半数近くに及んでいる。また、人間関係に問題が生じたケースも全体で37.4%であり、中高生避難が比較的に多い区域内避難で、高い割合となった。さらには、不登校、引きこもりと言ったケースも7.5%ほどあった。夜中に泣き出した、いじめにあった、汚染されると言われた、一人で学校に行けなくなった等、様々な事例がその他として記入されていた。

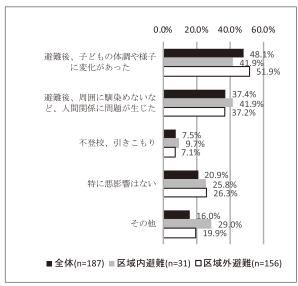


図 62 子どもに生じた具体的な事象

6. 小括

本節では、避難生活による子どもへの影響について、データを見てきた。ここで明らかになった

ことを、以下に確認しておこう。

第一に、児童福祉が大幅に損なわれている点である。避難により転校を経験した少なからぬ子どもたちが、学校生活に馴染めずに疎外感にさいなまれている。いじめも起きていることがデータより明らかである。学校生活だけではなく、祖父母や親戚、地域社会、友人などから習い事に至るまで、幅広い社会的関係が損なわれ、孤立化に拍車をかけている。

第二に、事故や避難生活の帰結として、健康異変を含む異変が広範に起きている。子どもの健康状況の異変は、約2割の世帯において、本避難のきっかけとなっていたことを想起しておこう(第1編図25)。一方、避難生活中に、ストレス等が原因で健康影響が顕れたケースもあろう。因果関係の特定はなくとも、事故に遭い避難生活中の子どもたちに広範な異変が生じていることには格段の注意を払うべきである。

第三に、調査や支援の不十分性である。本調査により、子どもたちの深刻な状況の一端が明らかにされた。しかし、ここで断りおきたいのは、本調査で明らかにされるのは、氷山の一角に過ぎないかもしれないことである。たとえば、本データでは、学習能力の低下等について回答はなかったが、筆者らが別途行った質的調査では、複数の世帯において、深刻な問題として受け止められていた(髙橋他、2018)。そもそも、既存の様々な調査の殆どは、大人を対象としている。子どもの生の声は、調査にも支援にも届きにくい。今後より丁寧な調査が必要であることを最後に指摘しておきたい。

VIII. 帰還をめぐる考え方

避難は、区域内外を問わず、多様な苦しみに満ちていることをこれまでに確認した。それでは、避難をやめて帰還をすべきではないかという意見もあろう。実際、政府は帰還政策を推し進めている。結果として、当事者たちは、有形無形の様々な福島への帰還圧力にさらされている。本節では帰還をめぐる状況と考え方について、データを確認していこう。

1. 陳述書作成時点における帰還の有無と帰還時期 (問 54)

図63に、陳述書作成時点における帰還の有無と帰還時期を示した。区域内外を問わず、4分の3の対象者が帰還をせず、4分の1の対象世帯が帰還している。

具体的な帰還時期であるが、2015年3月までは、 区域外避難者の帰還が若干多かった。一方、2015 年4月から2017年3月は、区域内避難者の割合 が増加している。避難指示の解除が相次いだのが 2016年から2017年にかけてであり、一定程度の 関連性が有る。

では、どのような対象者が帰還しているのだろうか。図 64 によれば、同じ区域外避難でも、県中・県南は 31.5% が帰還しているのに対し、県北では 19.5% となっており、1.5 倍ほどの帰還率の違いがみられる。また図 65 からは、持ち家(核家族)の帰還率が比較的高いことが読み取れる。子育て中の核家族世帯には、新居を構えたばかりでローン返済が多数年残っているケースが多く、家賃の二重払いが福島への帰還の促進要因となっている

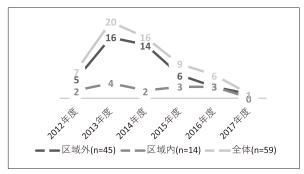


図 63 陳述書作成時における 帰還の有無と帰還時期

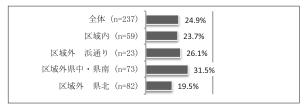


図 64 帰還率 × 事故時居住地域

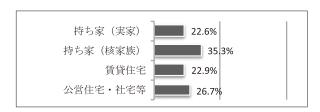


図 65 事故前居住形態×帰還の有無

可能性がある。一方、持ち家(実家)や賃貸住宅 の帰還率がやや低い傾向が読み取れるのは、ロー ン等がなく、住居の代替可能性が有るからと推測 される。

2. 帰還した理由(問55)

図 66 は、帰還した対象者に限定して、帰還理由について尋ねたものである。最も高いのは「経済的負担」(44.1%)であり、「家族分離にこれ以上耐えられない」(35.6%)が続いた。何れも、区域外避難による回答は区域内避難のおよそ4-6倍と高く、区域外避難世帯が経済的にも心理的にも追い込まれている状況が、重ねて確認される。母子避難特有の、雪道での往復による肉体的負担も、4分の1ほどの回答があった。

一方、区域内避難において最も高かったのは、「学校などの節目」(42.9%)であり、「仕事の都合」(28.6%)、「親族の都合」(28.6%)が続いた。

なお「民間借上げ仮設住宅の支援の打切り」は 2割程度であった。陳述書作成時期は、当事者世帯によりばらつきがあったため、同制度打切り前に陳述書作成をした当事者世帯もいた。同制度打切りは、避難世帯の経済的困窮に拍車をかけることになることは疑いない。今後、さらに強い帰還理由になる可能性がある。

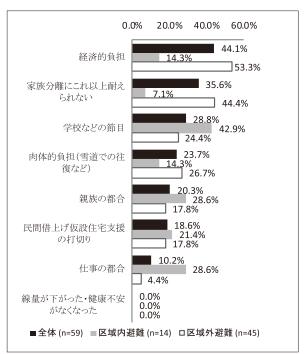


図 66 帰還した理由

3. (未帰還者に対して) 帰還していない理由(問56)

図67は、帰還していない対象者に限定して、 帰還しない理由について尋ねたものである。最も 多かったのは、「放射線量・健康不安」で、全体 で9割を超えた。その他の理由は何れも4割以下 であり、突出して高いことが確認できる。区域内 避難でも75%を超え、全体で不安レベルが極め て高いことがわかる。

その他の理由についても、概ね区域外避難において、回答率が高かった。具体的には、「避難先での生活の慣れ、安定」(42.9%)、「子どもの学校」(36.8%)、「帰還することへの不安(いじめの不安等)」(33.1%)と続く。「引越をする困難」も19.7%(区域外避難では21.8%)であり、生活に余裕がない様子が偲ばれる。

一方、区域内避難において最も高かったのは、「地元の他の住民が帰還していない(28.9%)、「ライフライン、医療施設など各種施設の再開」(22.2%)であり、居住環境の整備を理由とする割合が高くみられた。また、区域内避難では、「避

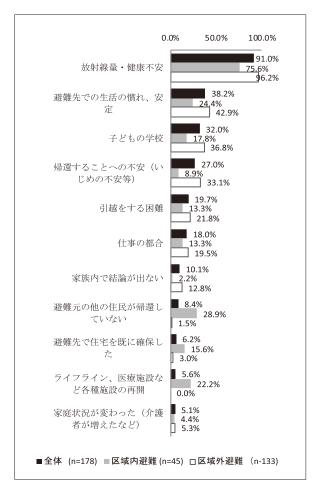


図67 帰還しない理由

難先で住宅を既に確保した」割合も 15.6% に及 んだ。

4. (未帰還者に対して) 帰還できる線量 (問 57)

図 68 は、放射線量を懸念して帰還しない世帯を対象に、帰還できる線量について尋ねたものである。実は大半の対象者は、具体的な線量についての記述を、陳述書に含めていない。しかし、まだ高いと感じているとの回答が全体で7割近くであった。また3割近くが「事故前のレベル」を求めている。その割合は、区域内避難の方が高かった。1ミリシーベルトとの回答は、全体で2.0%にとどまった。5ミリシーベルト、20ミリシーベルトも選択肢に含めたが、区域内外を問わず回答数はゼロであった。政府が目安とする避難指示解除レベル20ミリシーベルトは、当事者の認識から乖離していることが明らかになった。

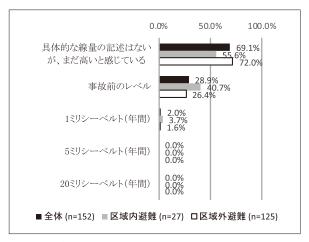


図 68 どの線量になれば帰還できると考えますか?

5. 帰還をめぐっての夫婦間・家族間の意見の食 い違い (問 58)

図 69 は、帰還をめぐって、夫婦間・家族間で 軋轢や意見の食い違いが有るかを尋ねたものであ る。全体では 55.7% がないと回答したが、区域 外では 53.9% にとどまった。避難指示のない区 域外の方が、意見の食い違いや葛藤が高いという 結果になった。

それでは、どのような点において、軋轢や、意見の食い違いがあったのであろうか。図70によれば、「放射能の危険について」が約5割、「経済的負担」が4割強、「子どもの学校」が3割強と続いている。いずれの項目でも区域外避難の該当

者の回答率が高く、区域内避難の回答率の4-6倍と析出されている。その他「引越をする困難」「仕事の問題」「世間体」「親族棟からの反対」も、何れも区域外では4分の1を超えた。意見が一致をみない区域外避難世帯では、放射性被ばくリスク、経済的負担から、周りとの関係、学校、仕事にいたるまで、多岐に渡り、激しい葛藤が生じている可能性を示唆している。

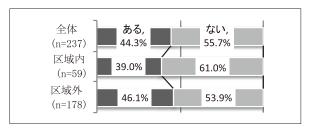


図 69 帰還をめぐる夫婦・家族間の軋轢の有無

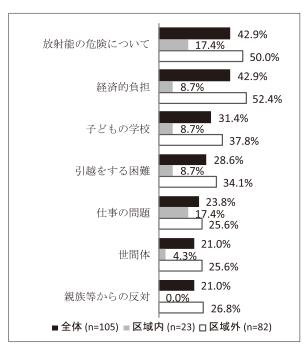


図70 帰還をめぐる軋轢の内容

6. 帰還後の不安・懸念(問 60)

それでは、帰還をした場合に、どのような不安や懸念があるのかを、図71に見ていくとしよう。 突出して高いのは、ここでもやはり「放射能レベル」であった。区域内外で、大差はない。付随して、「子どもへの健康影響」も高かった。子育て世帯が多い区域外避難において、とりわけ多くの回答があった。全般的に区域外避難の回答率が区域内避難を大幅に上回っており、「周囲との意見の相違」(37.1%、区域外避難は43.8%)、「新

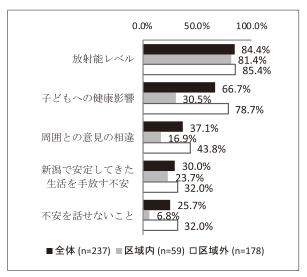


図71 帰還後の不安・懸念

潟で安定してきた生活を手放す不安」(30.0%、 区域外避難は32.0%)、「不安を話せないこと」 (25.7%、区域外避難は32.0%)、と続いている。

図72は、帰還後の不安や懸念について、帰還した世帯と帰還していない世帯を比較したものである。驚くほどに、差異は出なかった。「新潟で安定してきた生活を手放す不安」のみ、帰還していない世帯の方が高く析出された。以上から、帰還してもしなくても、ほぼ同様の不安や懸念を抱え、また帰還後も不安が解消されていないことが窺える。

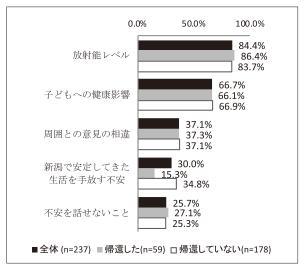


図 72 帰還後の不安・懸念×帰還の有無

7. 事故後のふるさとの変化 (問 62)

最後に、避難当事者たちが、事故後のふるさと の変化について、どのような印象を抱いているの かを確認しておこう。図 73 によれば、「人間関係の希薄化」の割合がほぼ 7 割と最も多かった。区域内外でも、回答割合は、ほぼ変わらない。避難世帯の葛藤で、ふるさとを失ったことへの葛藤や悲しみが、区域内外を問わず、7 割を超えていたことは、すでに確認した(図 41)。事故及び避難が、社会的関係に不可逆的な被害を及ぼしたことが改めて確認される。

一方、区域内避難に顕著に高かった項目に、「商店街の閉鎖」(18.6%)、「病院、学校の閉鎖」(16.9%)があった。避難指示があった地域だからこその、インフラに関する深刻な問題があることが、ここでも確認できる。さらに自由記述で目立ったのは、田んぼや畑が荒れ放題になったこと、住居が廃墟のようになってしまったこと、環境の悪化、などであった。避難指示が解除されても、居住できる条件は大幅に損なわれていることが読み取れる。人が戻って来ずコミュニティが崩壊した、という指摘もみられた。

一方、区域外では、原発作業従事者など、多くの人が流入したことなどによる、治安の悪化が多く挙げられた。このほかに、フレコンバックが積まれている、生活圏内に線量が高い場所が有る、外で子どもを遊ばせられない、きのこ採り等もできなくなったという意見もあった。そうした多様な被害について、あきらめの風潮が強い、自分の考えを言うことが出来ない、話せない雰囲気が強くなっているという記述もあった。

いずれにせよ、事故後のふるさとは、事故前と は全く変わってしまったことが多数指摘されてい

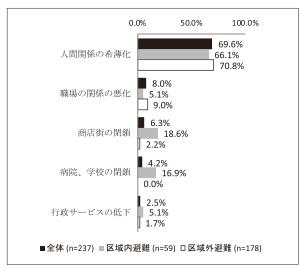


図73 事故後のふるさとの変化

る。帰還しても、もはや「元の生活は戻って来ない」ことが明らかにされている。

8. 小括

本節では、帰還について、データを見てきた。 ここで明らかになったことを確認しておこう。

第一に、帰還している世帯が、4分の1の割合で存在している。帰還の理由は、放射性被ばくリスクの不安が払拭されたからではない。圧倒的に大きな要因は、経済的苦境であった。とりわけ、核家族の持ち家層の帰還率が高いことから、ローンの存在がさらなる経済的圧迫要因となっていると推測される。これ以上の家族分離に絶えられないという声もあった。経済的苦境、人間関係の葛藤のなかで、苦渋の選択として、帰還が選択されている様子が、本データより浮かび上がってきている。

第二に、依然として、対象世帯の4分の3は、 帰還をしていないか、できないことである。最大 の懸念事項の一つは、放射性被ばくリスクである。 現行では、政府は、20ミリシーベルトを基準に、 避難解除を進め、帰還を促進させてきた。しかし、 多くの世帯が、まだ放射能レベルは高いと感じて いる。帰還をする世帯がある一方で、2.5.7に示 したように、母子避難の夫が追加避難するような ケースも存在している。無論、被ばくリスクの懸 念だけが、帰還を躊躇する理由ではない。避難先 での生活にも慣れてきている。子どもの学校や、 仕事の都合他、避難先でつながりはじめた人的・ 社会的関係がある。その関係を今一度断ち切る難 しさ、また引越をする困難などもある。

さらには、帰還後、放射能レベルや子どもへの 健康影響に加えて、ふるさとの変化が深刻に捉え られている。すなわち、事故後のふるさとは、事 故前とは全く変わってしまったことである。区域 内避難では、田んぽや畑が荒れ放題で、住居が廃 墟のようになってしまった、治安が悪化したなど、 避難指示が解除されても、工事の人は増えても住 民やとりわけ子育て世帯は戻って来ないなど、以 前と同じように居住できる条件が大幅に損なわれ ている。区域外でも、治安の悪化、フレコンバッ クがあちらこちらに積まれている、生活圏内に線 量が高い場所が有る、外で子どもを遊ばせられな い、など、やはり変化がみられる。しかし何より 大きな変化は、人間関係である。事故後、避難元 での人間関係は、家族や親戚、知人友人に至るま で広範に悪化したことを既述した。損なわれた人 間関係の中で、周囲との意見の相違、不難を話せ ないことなど、悩みは多岐に渡り深い。実は避難 しない場合でも、人間関係・社会的関係が大幅に 損なわれていることは、数多くの先行研究や調査 でも明らかにされている³。事故後のふるさとは、 事故前とは全く異質なものへと変わった。帰還し てもしなくても、もはや「元の生活は戻って来な い」ことを、避難世帯はひしひしと認識している。 以上の絡み合った理由から、多くの世帯は、帰還 しない、もしくはできない状態にあることが、本 節のデータより読み取れるのである。

IX. 賠償や支援へのアクセス

以上から、本訴訟の当事者世帯は、福島第一原発事故以降、避難生活を送る中で、住居、なりわい、人間関係、健康悪化、子どもへの影響を含めて、様々な困難や苦悩に直面してきたことが明らかになった。こうした多重被害に対して、賠償や補償、支援へのアクセスはどのような状況に有るのであろうか。以下にデータを見ていくとしよう。

1. 東京電力からの賠償直接請求 (問 63)

図74は、こうした精神的損害賠償を中心とする賠償直接請求を、東京電力に対して行ったかどうかを示したものである。「請求したことがある」と回答した避難者の割合は、全体では8割近くに及ぶ。区域内避難では76.3%、区域外避難では80.3%と、4%ほど区域外避難の割合が高くなっている。

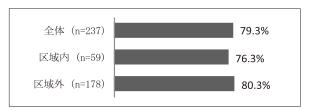


図 74 東京電力への直接賠償請求

2. ADR での和解仲介申し立て(問 64)

図 75 は、ADR での和解仲介申し立てを行ったかどうかの割合を示している。全体では 67.1%

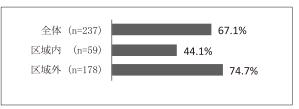


図75 ADR申立の有無

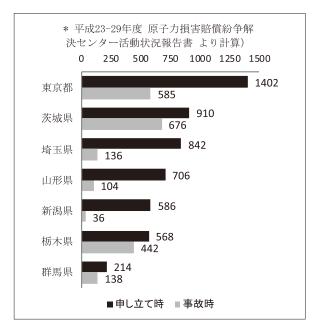


図76 県別ADR申し立て数 累計

が申し立てを行っていた。ただし、区域内避難では 44.1% と半数を下回る一方、区域外避難では 74.7%、概ね 4 分の 3 が申し立てをしたことになる。

区域内外で差がみられた背景に、区域内外の賠償基準額に大差があり、区域外避難の困窮度が高いという背景がひかえていよう。

なお、新潟県における ADR の申請割合が 4分の3というのは、他県との比較でもやや高い数字であろうことを付記しておく。図 76 に、県別、ADR 申し立て数を示した。平成 23-29 年度原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書より計算したものである。このうち、「事故時」の件数と、「申し立て時」の件数の "差" に注目されたい。「事故時」は居住しておらず「申し立て時」に居住しているということは、すなわち避難世帯である可能性が高い。埼玉県、山形県、新潟県は、この "差" が多いため、避難者による申し立てが多い可能性が高い。これに対し、栃木県や群馬県、茨城県は、それぞれ避難者数が多いにも関

わらず、"差"が少ない。以上からすれば、県に よって ADR の申し立て状況が大きく異なる。ま た、新潟県は比較的申し立て割合が高いことが、 一つの傾向としていえる。

3. 賠償制度への認識(問 65)

以上にみたように、8割がたの避難世帯が東京電力への直接請求を、概ね3分の2の避難世帯がADR申し立てを行っていた。それでは、避難世帯は中間指針による賠償基準や、ADRの賠償額を避難世帯は、どのように評価したのであろうか。図77によれば、十分であると回答した避難世帯はなく、全体の89.5%、区域内避難でも84.7%が全く不十分であると回答した。区域外は91.0%と9割を超えた。新潟県(2018)でも、全体で3分の2、区域外では72%の世帯が、賠償制度へ不満を表明しており、全体に不満が多い傾向が見てとれる。



図 77 賠償額についての認識

4. 対象別への思い比較(「強い不満がある」のみ 抽出)(問 69~74)

図78では、東電や国、自治体などの対象別に、 不満の度合いについて"強い不満"と回答した割 合を示したものである。

その結果、「東電」に対しては、区域内外を問わず、95%程度の極めて高い不満が認められた。続く「国」に対しても「強い不満がある」との回答者は8割を超え、区域内外でもほぼ差がなかった。また、「東電」や「国」に比べれば、「福島県」「福島県内の自治体(市町村)」「受け入れ地方自治体(新潟県・市町村)」についての不満は、いずれも1-2割と大幅に低く留まった。とりわけ、受入れ地方自治体(新潟県他)は、最も低く留まった。一方、区域内外で比較をした場合、区域内避難よりも区域外避難のほうが比較的強い不満を抱いていた。

以上から、東電や国に対する不満や不信は、突 出して高いことが明らかになった。

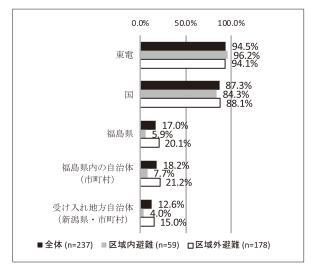


図 78 東電や国への強い不満:対象別比較

5. 政府施策に対する不満・不信(問 68)

それでは、避難者たちは、どのような施策について、不満や不信を持ったのであろうか。選択肢から、全体で10%を超える回答があったものを、図79に示した。

最も高く析出されたのが、「原発事故に関する情報公開」で、区域内外を問わず半数を超えた。続いて「避難の線引き」「線量データの公開」が続いた。これらでは区域内外で概ね1.5~2倍の開きが有り、区域外避難において、3割を超えていた。「避難区域と賠償をセットにしたこと」も、全体で2割を超え、やはり区域外避難の割合が高い。

自由記述には、事故情報や危険性が伝えられなかったこと、安全をアピールするためにヨウ素剤を配布しなかったこと、放射能汚染の基準値を上げた食品を流通させたことなど、幅広い不信がみ

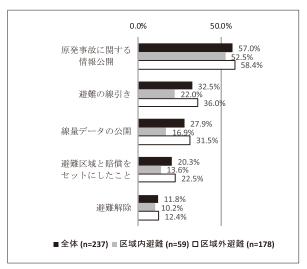


図79 不満がある政府施策

られた。こうした情報非開示は、初期被ばくにつながり、多くの避難世帯が、これ以上の追加被ばくを受けたくないと考え、避難を続行する要因の一つにもなっている。さらに、実情をみないで賠償打切りを勝手に決めないでほしい、紋切り型でなく寄り添って、といった意見もみられた。

6. 公的な除染の有無と満足度(問 66,67)

政府は、帰還政策とあわせて、除染を進めている。図80に、自宅及び周辺での除染の有無について、まとめた。これによれば、区域内外を問わず、1割前後の世帯で、自宅の除染を経験している。このほか、学校、公園等でも除染が有る世帯が数パーセント存在する。

図81は、自宅周辺で1カ所以上の公的除染を経験している世帯を対象に、満足度を確認したものである。多少またはある程度満足と回答した世

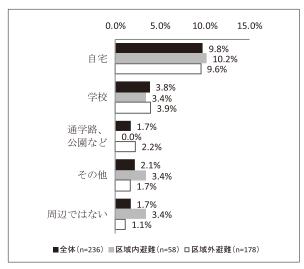


図80 公的な除染の箇所

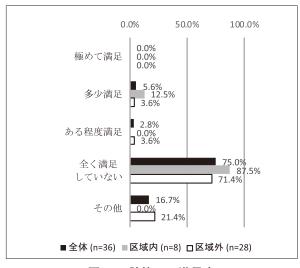


図81 除染への満足度

帯は、区域内外を問わず概ね1割に留まり、「全 く満足していない」との回答が全体で4分の3を 占めた。「汚染土が自宅の庭に有り、不安」とす る記述が数件みられた。概して、公的除染へのア クセスは限られており、また満足度も低いことが 明らかになった。

7. 小括

本節では、賠償や支援に関するデータを見てき た。ここで明らかになったことを確認しておこう。 第一に、東電や国への不満・不信感を抱く避難 世帯は、区域内外問わず、9割を超えているとい うことである。福島県や市町村、あるいは新潟県 といった自治体への不満は、いずれも2割以下に 留まっていることと比べれば、東電や国への不満・ 不信度の高さは突出している。不満を形成する一 角に、賠償の在り方や賠償額がある。避難世帯 の概ね8割は、東京電力への直接賠償の請求を、 半数以上が ADR への申し立てを行っている。そ の9割が、賠償額への不満を示している。なお、 ADR では、区域内が半数以下であるのに対し、 区域外では7割を超えた。区域内外で差が生じた 背景に、賠償や支援への大差が控えている。先 述の新潟県の避難者調査によれば、「個人への精 神的損害賠償の基準額は、帰還困難区域は1,450 万円、居住制限区域と避難指示解除準備区域は 850万円」であった。その一方、「避難指示区域 外からの避難者に対して、子どもと妊婦は72万円、 それ以外の大人は12万円」であった。このような 歴然とした差が、区域外避難世帯の経済的困難と 政府への不信・不満をさらに増幅させ、ADR、裁 判への参加の動機につながっているといえる。

第二に、情報公開についても、およそ半数と、 高い割合で不信が示された。初期被ばくが避けられなかったことへの強い後悔の念は、とりわけ子 育て世帯で高く、避難とその継続の強い動機となった。ヨウ素剤の配布、事故関連の情報開示などが あれば、初期被ばくは相当避けられたのではないかという忸怩たる思いが、背景にひかえている。

第三に、政府が2016年度までに2兆6000万円と力を入れる除染についてである。区域内外を問わず、近隣でアクセスがあるのは1割強にとどまり、大半は公的除染を経験していないことが明ら

かになった。また除染の効果に対する満足度は、「全く満足していない」が4分の3を超え、極めて低く留まった。除染した土が敷地内に捨て置かれているといった記述も複数あり、課題が大きいことも見えてきた。

第四に、以上から、帰還促進のための除染策に は大量の予算がつぎ込まれる一方、生活再建につ ながる支援や賠償は低く留まるという構図も見えて きた。避難者ニーズにそぐわない政策の在り方は、 東電や国への高い不信につながっている。さらに、 避難解除と精神的損害賠償の打切りが続いてい る。区域外避難世帯にとっては命綱であった民間 借上げ仮設住宅制度も打切られた。しかし、前節 までに見たように、避難生活の葛藤が極めて高い なかでも、帰還には不承服である世帯が殆どであ る。支援や賠償の打切りが、避難世帯における経 済的圧迫を、さらに増幅させるだろう。その結果、 人間関係や社会関係、そして健康状況の悪化と いった悪循環が、さらに加速する虞れが有る。実 際に、将来への不安と孤独感にさいなまれた母子 避難の母親が、自死するという悲劇が起きている。 震災関連死が福島県において顕著に多いことに格 段の注意を払う必要が有る。避難世帯の生活再建 が、ますます遠のき、人道上の危機と言ってよい 事態が差し迫っていることが、深く懸念される。

X. 結論:何が明らかになったのか

本稿では、福島原発事故やそれに伴う避難による生活への影響について、量的に把握することをめざした。第1編では、対象者の属性を把握した上で、事故後の反応から初期避難、一時帰還と本避難の決断に至るまでの経緯を整理した。第2編となる本編では、本避難後の生活状況と苦悩、子どもへの影響、帰還状況、賠償等への考え方に至るまで、包括的に把握を試みた。最後に、本編各節での議論を簡単に整理してみたい。

第6節は、避難生活における苦悩や被害状況を 記した。生活の質の低下は、精神的損害賠償を含 めた賠償や支援が比較的厚かった区域内避難世帯 でも、幅広くみられる。その被害の根幹は、文字 通り、全てを失ったことにある。なりわいや住ま い、家財一切を失ったことで、経済的苦境が続き、 生き甲斐も喪失した。賠償により生をつないでい る世帯も多いが、賠償を貰っていること自体が、 また批判を招く事態にもなっている。ただ避難者 でいるだけで誹謗中傷を受けることもあり、孤立 化していく様相が明らかになった。

区域外避難者は、また別の意味で、深刻な苦悩にさいなまれている。生活の質を落とし、切り詰めても、経済的苦境は免れ得ない。事故後の対応や避難をめぐる自責感は高く、葛藤が続く。避難先でも不理解が絶えず、孤立感も高い。命綱である民間借上げ住宅も年度更新でいつまで続くかわからず、不安定なものだった。何より深刻なのは、貯蓄も出来ず、先行きも見えない中でストレスが持続していることが、精神症状や、免疫低下による健康悪化を招いていることである。経済的損失に加え、人間関係や社会的関係、仕事など、様々なものを犠牲にし、子どもの健康や安全を守ろうとした代償であった。

その代償は、他ならぬ子ども自身にも降り掛かっていることが、第7節から明らかにされた。 避難や転校に伴い、友人、習い事、親戚との付き 合いなど、幅広い社会的関係も教育の機会も喪失 している。母子避難世帯では父子関係の希薄化も 免れ得なかった。社会の不理解に伴ういじめもあ る。そのような環境変化の帰結として、体調や様 子に変化がみられる子どもが広範に存在してい る。学年が上になればなるほど、疎外が強い様子 も浮かび上がっている。

以上にみたように、大人も子どもも、区域内避 難でも区域外避難でも、広範な当事者世帯は、避 難生活に伴う様々な困苦を甘んじて受けている。 それでは、いっそ避難をやめて帰還したらどうか という考えも有ろう。第8節のデータは、帰還す れば解決では決してないことを如実に示した。原 告世帯のうち、4分の1は、実は帰還している。 経済負担が強い、住宅ローンがある核家族世帯の 持ち家層が比較的多い。けだし、帰還理由は、放 射性被ばくリスクへの不安が払拭されたからでは ない。経済的苦境に堪えかねた末の、苦渋の決断 であった。4分の3を占める多数の避難者世帯が 帰還しない理由の第一も、やはり将来の健康影響 である。政府が安全安心を強調しても、まだ線量 が高いと思っている人が殆どである。経済的苦境 の中で耐え忍んでいる様子がデータから明らかに

なっている。避難生活も数年に及ぶと、避難先での人的関係・社会的関係も徐々に形成されているケースも増えていることもある。そして何より、「ふるさと」は変質している。もはや元の暮らしが取り戻せない状態で、避難世帯たちは放置されている。

その状態で、帰還政策が推し進められた。除染へ大量の税金が投下される一方、避難解除はどんどん進み、解除地域での精神的損害賠償も打ち切られた。区域外避難者の"自主避難化"である。さらに、経済的困難度が高い区域外避難世帯にとって、ライフラインの役割を果たしてきた民間借上げ仮設住宅も2017年3月をもって終了した。第9節のデータから、そうした支援や賠償、また政策内容について、極めて高い割合の避難世帯が、不満や不信を抱いていることが明らかになった。福島県他の自治体への不満が2割以下で有るのに対し、東電や国への高い不満は9割強に及んでいた。

以上からすれば、原発事故及び避難生活において、当事者世帯が抱えた困苦や葛藤、喪失は、区域内外避難や世帯構成等によってそれぞれ違いが有るものの、経済的苦境、なりわい、住まい、人間関係・社会的関係の喪失から健康状況の悪化に至るまで、極めて広範で多様で、かつ深刻であり、また長期にわたるものである。過去のいかなる災害にも類を見ない、深刻で多様な被害状況であることが、量的にも確認されたと結論づけられよう。

謝辞

本研究の一部は、科学研究費補助金(基盤研究 C, No. 15K11928「広域災害支援におけるフロネシスの継承に関する学際的研究~新潟県を事例として」)によった。

本研究のデータ収集に関して、サンプル提供や、 入力に協力頂いた新潟弁護団の弁護士の方々、と りわけ近藤明彦氏、遠藤達雄氏、二宮淳悟氏に感 謝する。本稿のデータ整理について、宇都宮大学 国際学部4年の佐藤春菜、研究支援員の内田啓子 による協力に感謝する。

なお、本稿に先立って、新潟裁判の陳述書量的 データの一部を用いた分析内容を、髙橋他 (2018) の第2章 (高木竜輔・小池由佳)、第3章 (阪本 公美子) に掲載している。同調査の業務チーム内 での議論は、本稿の分析に大いに役立った。この 場を借りてお礼申しあげる。

参照文献

黒川祥子 (2017) 『「心の除染」という虚構』 集英 社インターナショナル.

高橋若菜、清水奈名子、阪本公美子、小池由佳、 関礼子、高木竜輔、藤川賢 (2018)『2017 年度 新潟県委託 福島第一原発事故による避難生活 に関するテーマ別調査業務調査研究報告書— 子育て世帯の避難生活に関する量的質的調 査』: http://www.pref.niigata.lg.jp/shinsaifukkou shien/1356877762498.html 2018 年 5 月 15 日 閲覧.

髙橋若菜・小池由佳(2018)「原発避難生活史(1) 事故から本避難に至る道:原発避難者新潟訴訟・原告237世帯の陳述書をもととした量的考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』46,51-71頁.

新潟県(2018)『避難生活に関する総合的 調査 報告書』[http://www.pref.niigata. lg.jp/HTML_Article/939/160/siryou2-1_ houkokusyo_20180127_454392.pdf] 2018 年 5 月 15 日閲覧。

成元哲編(2015)『終わらない被災の時間 - 原発 事故が福島県中通りの親子に与える影響』石 風社.

除本理史(2018)「「ふるさとの喪失」被害とその 回復措置」吉村良一・下山憲治・大坂恵理・ 除本理史編『原発事故被害回復の方と政策』 日本評論社、88-97 頁.

¹ ふるさと喪失を争点とした訴訟も、福島地方裁判所に 提訴されている。その論点等については除本 (2018) 等を参照。

² 妻子が新潟に母子避難し福島から週末通っていた男性は、避難先の妻子に会いに行くための父親が事故で亡くなったニュースをみて、明日は我が身かと思ったと証言している(髙橋他、2018、279頁)。

³ 成 (2015)、黒川 (2017)

Life History of Nuclear Evacuees (2) From Accident to Evacuation

Quantitative Analysis of the Statements of Plaintiffs from 237 Households in the Fukushima Nuclear Accident Compensation Case in Niigata

TAKAHASHI Wakana and KOIKE Yuka

Abstract

This paper presents the second half of a 7-year life history of nuclear evacuees, based on a quantitative analysis of the statements of plaintiffs from 237 households in the Fukushima nuclear accident compensation case in Niigata Prefecture of Japan.

After the full-scale evacuation, most evacuees faced a decrease in quality of life. Many evacuees from inside the evacuation zones have continued to experience economic difficulties because they lost their jobs, their residences, and all their household goods. Many elderly people in such situations have lost purpose in their lives. The fact of receiving compensation itself has become a target of criticism. People are slandered just for being evacuees, and many are severely isolated.

Most evac uses from outside the evacuation zones without receiving nearly any compensation but temporary housing which terminated at March of 2017 cannot avoid economic difficulties even if they cut living expenses. They have been continuing to wonder if their judgment was right. Uncertainty about the future and continuation of stress have brought about mental symptoms and decreased immunity among the evacuees, which have caused health deterioration among them. By evacuation and transfer to a different school, children lost a wide range of family and social relationships. Lack of social understanding for them has also caused bullying. As a result, children whose physical condition and way of behavior have changed widely exist.

Accordingly, one fourth of the evacuee households returned, holding fear of radiation exposure. The future effect on health is one of the main reasons why others still remained. No evacuee supports the return home policy with the criterion of 20 or even 5 millisieverts. The distrust of the government and TEPCO that stress security and safety with what they call risk communication is deep. Many evacuees lament that their native home has completely changed. Without being able to bring back their previous lives any more, the evacuee households are left neglected and invisible.

(2018年11月1日受理)